

歳末特別警戒実施中

令和6年12月1日(日)~12月31日(火)



人や車の流れが慌ただしくなる年末にかけて、強盗事件等の凶悪事件や特殊詐欺、 SNS型投資ロマンス詐欺の被害、飲酒運転や交通事故等の発生が懸念されます。 各種事件事故の発生を抑止するため、警察では歳末特別警戒を実施します。 皆様も防犯対策を徹底し、犯罪や事故のない明るい新年を迎えましょう。

滁 活動重点 🌟

- 1 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
- 2 子供、女性を狙った犯罪被害防止
- 3 金融機関、深夜営業店等を対象とした 強盗事件等の被害防止



- 4 深夜帯における住宅地周辺の警戒活動の強化
- 5 夕暮れ時から夜間における交通事故防止 と飲酒運転の根絶







令和6年 12月号

朝酌駐在所 米田 大和 39-0844





年末の交通事故防止運動

期間:令和6年12月11日(水)~12月31日(火)

運

動

重点

- ・ 飲酒運転の根絶
- ・ 高齢者の交通事故防止
- ・ 夕暮れ時から夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・ 冬道の交通事故防止

駐在所からのお知らせ

例年、雪の降り始め頃には、冬用タイヤ未装着車両によるスリップ事 故や立ち往生が多発します。

冬用タイヤへの交換は早めに済ませましょう。 年末を事故なく過ごし、新しい年を迎えましょう。 来年もよろしくお願いいたします。



12月10日から16日までは

『北朝鮮人権侵害問題啓発週間』です

北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは?

平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。この法律は、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的としています。



北朝鮮による拉致容疑事案

警察では現在、19人を 拉致被害者として判断する とともに、北朝鮮工作員等 10人について国際手配を 行っています。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者について、警察では関係機関と連携して、徹底した捜査・調査を行っています。

島根県警察のホームページにも「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」として紹介していますので、ホームページをご覧いただき、情報提供をお願いします。

日程 12月14日(土) 場所 イイノホール (東京都千代田区内幸町 2-1-1) 主催 政府 拉致問題対策本部・法務省 お問い合わせ先 03-3581-8898

情報提供をお願いします!!

~連絡先~

島根県松江警察署 島根県松江警察署朝酌駐在所

0852-28-0110

0852-39-0844



県警HPはこちら